勿凝学問 118

年金の国民的議論というのは有識者さんたちに制度を教えることなんだろう、この国では それとバスタブに沈みゆく連合の年金改革案

> 2007 年 11 月 22 日 慶應義塾大学 商学部 教授 権丈善一

昨日11月21日の夜6時から年金部会があった。議題は「年金制度の当面の諸課題について」。経済財政諮問会議の有識者議員さんたちが、10月25日に「<u>持続可能な基礎年金制度の構築に向けて</u>」を提出し、そこで年金の租税方式化を論じたわけであるが、その場では最終的に、「年金の租税方式化には国民的合意が必要」と話になったらしい。

国民的合意が得られるかどうか、これを判断するための国民的議論を行うために、昨日 の年金部会が招集されたのだろうと思う——なんとも、としか言いようのない話である。

彼ら有識者さんたちは、まず、なぜ、基礎年金に問題があるのかという問題意識を設定 する段階から、制度への理解を間違えている。

1. 基礎年金制度の問題点

年金制度改革の中心は基礎年金である。基礎年金制度には、従来から以下のような課題が提起されている。

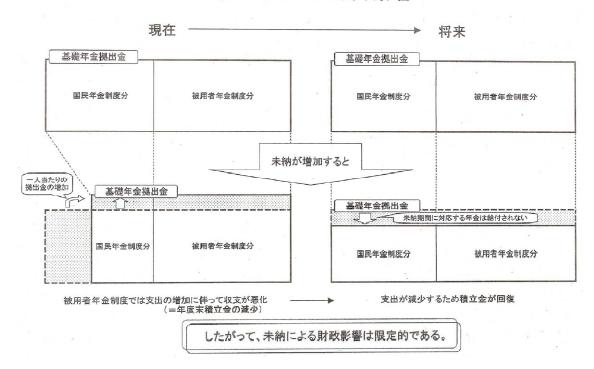
① 国民皆年金の空洞化―未納問題

若者を中心に未納者・未加入者が340万人(平成18年度)にのぼる(注1)。被用者年金でも多くのパート労働者が未加入である。この結果、サラリーマン等の費用負担が相対的に高まることとなる(注2)。また、将来、無年金生活者が増加する可能性がある(注3)。

- 注1) 年金加入者全体でみると4.8%、1 号被保険者(自営業者等)に限ってみると16.0%を占める。
- 注2) 一人当たり拠出金の算定にあたっては、未納者や免除者が分母から控除されるため、結果 的に被用者年金制度の被保険者等の拠出金単価の上昇を招くこととなる。
- 注3) 厚生労働省の資料によると現在でも無年金者の2/3が生活保護受給者となっている。

この中の「サラリーマン等の費用負担が相対的に高まることとなる」・・・んっ? 会議中の暇つぶしに、ここに書かれている文章の意味はどういうことですか?と質問し て遊んでみた。年金局の方は、次の図をもって説明してくれた。

未納者の増加による財政影響



いやはや、この図は、よくできているではないかい。描かれていることは、次のようなことである。

権丈(2007)「<u>年金騒動の政治経済学――政争の具としての年金論争トピックと真の改善を待つ</u> 年金問題点との乖離」**7**頁

年金は破綻しているのか?

未納未加入問題がある、国民年金が空洞化しているから、年金はすでに破綻していると言う人がいる。はたしてそうなのか。この問題を考えるために、次の問を発しようと思う。未納未加入のために年金は既に破綻しているはずなのに、この国の年金は、なぜ、保険料を固定した拠出建て賦課方式で、制度を設計することができるのか。

理由は簡単である。年金は破綻しておらず、未納未加入者の保険料未納が年金財政に与える影響は、積立金で調整できるからである――すなわち、今日の未納未加入者の保険料を積立金で立て替える。だが、未納未加入者の年金給付は将来発生しない。ゆえに、未納未加入者の保険料未納は、長期的には年金財政に影響はない(ただし、運用面で若干の影響がでるが、それはネグリジブルである)。

こんな分かりきったことを、議論の初っぱなから間違えている有識者議員からの提出資料について話し合わなきゃならないなんて、つかれるねぇ(´Д`)フゥ

有識者さん達が言う、次の文章も、なかなか。

② 給付と負担における世代間の大きな格差

給付と負担を比較すると、後の世代ほど負担がより重くなっており、世代間の不公平感が高まっている

この文章については、次の文章を参照してもらいましょうかね。

権文(2007)「<u>勿凝学問 109 男子二ヶ月会わざれば刮目して見よ</u> 日経編集委員による年金記事の大成長!」3頁

財源を消費税にすることによる世代間格差を緩和する効果は、一回限りでしかない。この一回限りの世代間格差緩和効果が生じるのは、これまで保険料をしっかりと支払ってきた年金受給者に、高齢期に年金目的消費税を支払わせる「二重の負担」を課すからである。この「二重の負担」は、はたして費用負担者たちに容認されうるのか。

有識者さん達は、いつになれば制度をちゃんと勉強してくれるのやら(一_一;) フウ

よく分からないのが、経済財政諮問会議の有識者議員のひとり、八代先生のおっしゃる 世代間の不公平感、世代間の格差という言葉の使い方である。先日の自治体病院全国大会 で、先生は、次の図を示された。

年齢別に見た医療費の水準 年金と同じ世代間の受益と負担格差



年齢別一人当たり国民医療費 (2001年度、折れ線は年齢平均値)



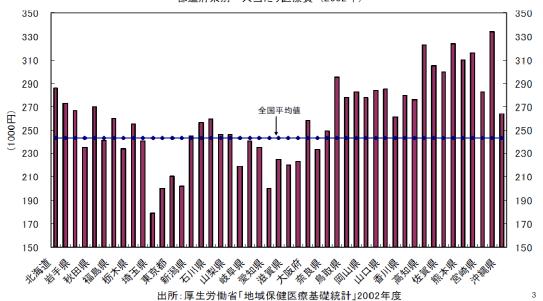
この図のいったいどこから「年金と同じ世代間格差の受益と負担格差」を読み取ればいいのだろうか? この図が示していることは、0-4 歳では医療費が若干高いが、その後低下して 15-19 歳でボトムを迎え、それから上昇に転じ、55-59 歳辺りから医療費の年齢平均値を超える医療費がかかるようになる――ただ、それだけでしょう。高齢期にかかる医療費を勤労世代が負担するけど、みずからが高齢期になるとその時の勤労世代に負担してもらう。わたくしには、少なくともこの図のみから、世代間格差を読み取ることはできないんですよね。

話は医療になるが、八代先生が平均値からくみ取る情報には、しばしばわたくしはついていけなくなる。たとえば、次のような医療費の地域差の図を示しながら、「医療費の無駄を示す良い指標が、1人当たり医療費の地域格差である1」と言われても、わたくしの中では、どうして1人当たり医療費の地域差が医療費の無駄を示す指標になるのか、よく分からない。



一人当たり医療費の地域格差の大きさ

都道府県別一人当たり医療費(2002年)



自治体病院全国大会でも話をしたように、医療費の地域差は、世界各国いたるところで観察されるわけで、それ自体、なぜ生じるのか、いかように対応するべきなのかということが大きな研究テーマであり続けてきた。八代先生がおっしゃるように、日本は出来高払いであって、出来高払いは無駄を生む、その証拠が医療費の地域差である、したがって「際限のない医療費支出を生む要因」たる出来高払いを改めて「包括払い方式」にするべしという論理で、一直線につなげることができない状況があまりにも多いのである。医療経済学の世界では、たしかに病床数が入院医療費や入院日数と強い関係を示すのであるが、ではどうして、ある地域で病床数が多いのか、医師数が多いのかということが、計量経済学上の識別性の問題とも相まって、実はよく分析しきれないのである。

八代先生は、次のような国際比較を用いて、相も変わらず、平均在院日数の長さを社会的入院と称して糾弾されていた。



病床数と平均在院日数の長さ

	医療提供体制	の国際比較(200	05年)			
	1 21-170-277	病床数	医師数	医師数	看護職員数	看護職員数
	(日数)	(人口1000人)	(病床100床)	(人口1000人)	(病床100床)	(人口1000人)
日本	35.7	14.1	*1 4.3	* 2.0	* 63.2	* 9.0
ドイツ	10.2	8.5	40.3	3.4	115.1	9.7
フランス	13.4	7.5	45.3	3.4	103.1	7.7
ギリス	7	3.9	61.6	2.4	232.7	9.1
アメリカ	6.5	3.2	75.9	2.4	**233	₩ 7.9
出所:OECD Health Data 2007						
(注) * 2004年、* * 2002年						

しかしながら、当日、わたくしが用いた次のスライドに示すように、わが国の平均在院 日数の長さを、無駄の証拠として一方的に糾弾することの危うさは、すでに 20 年近く前か ら指摘されていることである。

日本の医療制度を考える上で・・・ I 長い平均在位院日数の解釈

- 二木立(1990)「わが国病院の平均在院日数はなぜ 長いのか?」『現代日本医療の実証分析』pp.14-5.
 - 変数増加法による重回帰分析を行ったところ、3つの説明変数は職員数、老人施設定員、病床数の順に取り込まれ、最終的には、これら3変数による自由度調整済み決定係数は0.74に達した。・・・これらの結果は、わが国病院の著しく長い平均在院日数は決して「異常値」ではなく、病床数の多さ、職員数の少なさ、老人施設の少なさの必然的産物であることを示している。更に、欧米諸国に比べてわが国の人口当たり病床数が多い現象は、老人ホームの不足の結果生じたものだと解釈するべきであろう。



そもそも、先に示した「年齢別に見た医療費の水準」「医療費の地域格差」に平均値の値を描くことに、どれほどの意味があるのか、わたくしにはよく理解できない。。。

おっとっと、昨日の年金部会の話から、医療の話までついつい旅をしてしまったけど、きっと経済財政諮問会議の有識者の方々は、おそらく昔から経営や論文を書くので忙しすぎて、われわれのように制度を勉強したり、じっくりとものを考える暇がなかったのだと思う。10月25日の経済財政諮問会議で、「年金の租税方式化には国民的合意が必要」との話になったらしく、そのために、年金について国民的議論が必要となったのであろうが、どうもこの国では、年金の国民的議論というのは有識者さんたちに制度を教えてあげることのような気がしないでもなかったりして(笑)。

ちなみに、昨日の年金部会の雰囲気を言っておくと、基礎年金の租税方式化については、連合代表の小島茂生活福祉局長を除いて、もっと地に足のついた年金改革論、特にパート労働への厚生年金適用拡大、第3号被保険者問題を論じましょうというものであった。 そして年金部会から帰宅後、連合の小島さんをはじめ、何人かの方々に送ったメールは

次のもの――。

小島さん

cc:今日ご出席されていた何人かの方々

「勿凝学問 111 <u>もはやコミカルな年金租税方式論者たち――再分配政策の政治経済学か</u>らみる年金租税方式化論の本質?」

の3頁に書いているように、保険方式だ租税方式だと、僕らが愚かな仲間割れをせずに、 パートと3号に特化すれば、今まで動かなかったことが動くかも知れないと、僕は考えて います。

「パート労働の厚生年金適用問題、第3号被保険者問題、未納未加入問題、これらは確かに問題だと思う。でも、政治的・突発的には何が起こるか分からないが、理論的には一一ゆえに研究者としては――現行の制度には租税方式への退路はない。ならば、研究者としては現行の保険方式のもとで問題解決をはかる方法を考えぬく――それしか途はないと思う。これまでは、パート労働の厚生年金適用問題、第3号被保険者問題、未納未加入問題を等しく問題視する人たちが、違った方向に解決策を見出そうとして力が分散されすぎていた。だけど、基礎年金の財源を100%租税にするという逃げ道は、この国には実はないんだ。だから2004年年金改革時に計画が立てられた制度のもとで、パート労働の厚生年金適用問題、第3号被保険者問題、未納未加入問題を問題視する人たちがひとつになって

解決に突き進む。そうすれば、いままで不可能だったことが可能になるかもしれない・・・」

2005年1月末に連合で報告した際に書いた次の文章から、

「勿凝学問 28 バスタブに公的年金を溺れさせる方法——連合での講演前のちょっとした 雑談」

連合は1mmも動こうとしないので、いつか機会があれば、連合をバスタブに沈める作業に取りかかるかと思いますので、よろしく(笑)。

ちなみに、連合が心中しようとしている民主党の年金改革案については、次の文章を書いていますので、お手すきの時にでも。

「<u>年金騒動の政治経済学――政争の具としての年金論争トピックと真の改善を待つ年金問</u>題点との乖離」

ではでは。

(上記、掲載許可を頂いている)

連合をバスタブに沈める作業は、まず、連合が、実行可能性もないし、実際のところ今よりも多くの問題をかかえそうな基礎年金租税方式を言い続けることによって、働く女性たちからの第3号被保険者制度への改革要求の声が、長らく封じ込められてきたことの罪をしっかりと自覚してもらうことからはじめてもらいましょうかね。「租税方式になれば、第3号問題は解決するのだから・・・」――と言い続けるのは、働く女性たちに対する詐欺行為だよ(笑)。もっとも、傘下の労働貴族さんたちが第3号被保険者制度を死守したいという意図でも持っているのならば、一応、筋は通っているとは思いますけどね。。。

¹ 八代尚宏(2007)『健全な市場社会への挑戦——カナダ型を目指して』p.136.